

## 流域委員会の情報公開について

### 1) 規約

流域委員会の情報公開については規約第7条で、以下のように定められている。

- ・委員会及び部会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法について委員会で定める。
- ・整備局長は、前項で定められた事項について積極的に協力する。

### 2) 答申書

流域委員会の情報公開については、答申書の「3. 淀川水系流域委員会の公開方法」において、以下の記述がある(答申書9頁)。

#### 3. 淀川水系流域委員会の公開方法

##### (1) 基本方針

流域委員会は、会議及び会議内容を様々な手段によって、可能な限り公開することとする。

特に、流域委員会は、NGOを積極的に河川事業を担う主体ととらえ、NGOへの情報提供を積極的に行う。また、広報を担う主体としても協力関係の構築に努める。

##### (2) 公開方法の例

公開の具体的な方法としては、積極的に国民の関与を促すこと等を目的として、最も適当な方法を採用すべきである。その例として、以下のような方法を掲げる。

- ・ホームページ開設
- ・ニュースレター発行
- ・プレス発表
- ・会議資料の配布・閲覧
- ・委員会を公開
- ・部会を公開

また、流域委員会の情報公開に関連して、答申書の「はじめに」において、以下の記述がある(答申書1頁)。

#### 会議の公開と運営

- ・準備会議の審議は原則として公開の場で行い、審議内容もニュースレターやホームページ上で公開した。
- ・準備会議では、一般傍聴者と意見交換をする時間を設け、これを審議内容に反映させた。
- ・準備会議の運営は、河川管理者と一線を画し、第三者的立場で民間企業が行った。
- ・流域委員会の運営にあたっては、準備会議の運営方式を参考にされたい。

— <参考：準備会議の公開方法> —

<会議開催の案内>

一般には近畿地建等のホームページ上及びニュースレターで案内  
マスコミ関係者には記者クラブを通じて案内

<会議の傍聴>

一般及びマスコミ関係者の傍聴席を設ける  
傍聴の受付は庶務が行う。傍聴可能人数については、会場規模との関係  
を考慮し、50名程度を限度とする。これを超える場合には、事前に抽選を  
行うこととする。

<記者説明>

会議開催直後に記者発表を原則として行う  
会議開催直後に議事の骨子を取りまとめた上で、準備会議主催の記者発  
表を行う。この骨子のとりまとめ責任及び発表者は議長とする。

<会議内容の公開>

ホームページ及びニュースレターに掲載  
議事骨子については、議長の承認を得た上で、できるだけ速やかに掲載  
する。

発言者名も含めた議事の全文及び会議資料については委員の承認を得た  
上で、掲載する。但し、流域委員会の委員選定に関する議論などで取り上  
げられた個人名等については、審議段階では原則、非公開とする。

ニュースレターの配布先は記者クラブ、近畿地建の関係各事務所、委員、  
公募応募者等とする。

資料提供

会議を傍聴していない一般等から資料の提供を求められたときは、複写  
費及び郵送料を実費請求の上で会議資料等を提供する。受付等は庶務が行  
う。

### 3) 審議

1)、2)を参考に、流域委員会の情報公開及びその関連事項について審議さ  
れたい。